

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市条例第9号）第3条第1項の規定に基づき令和6年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

瀬戸市長 川本 雅之

令和6年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画

第1 ごみ処理実施計画

1 年間排出量見込み

区分	総量
ごみ	37,862 t/年

2 一般廃棄物の排出抑制及び資源化のための方策

(1) 発生抑制の行動促進

- ・ごみを出さない行動の促進
- ・長期利用の推進
- ・家庭から出る食品ロス・生ごみ削減の促進
- ・再使用（リユース）の促進
- ・環境教育の実施

(2) リサイクルの推進

- ・資源物分別ルールの徹底
- ・あらゆる資源回収機会の活用
- ・資源物取扱品目拡充に向けた検討

(3) 適正処理体制の確保

- ・事業系一般廃棄物の適正処理の推進
- ・家庭系ごみ処理費用有料化制度の継続
- ・適正かつ効率的な収集運搬及び処理体制の整備
- ・中間処理・最終処分計画
- ・先進事例の情報収集、調査、研究

3 一般廃棄物の種類ごとの分別の区分及び処理に関する事項

(1) ごみ及び資源物（動物の死体及び在宅医療系一般廃棄物（鋭利なもの）を除く。）

家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）は、排出者が18品目に分別し、市が収集する。その内、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び破碎不適物は尾張東部衛生組合へ、資源物は民間事業者の施設へ運搬し、中間処理を経て再生処理又は最終処分をする。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）の全ては、排出者

の責任において適正に処理することを原則とし、市は収集しない。また、排出者はごみの減量、分別の徹底及び資源化に取り組むこととし、排出者が処理できない場合には、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集、運搬を委託し、尾張東部衛生組合において中間処理及び最終処分をする。

① 収集、運搬計画

ア 分別の区分及び処理方法

区分		量(t)	処理主体	収集方法 排出方法	収集回数	運搬先	
家庭系 ごみ	【1】燃えるごみ	22,695	市(委託) /排出者及 び許可業 者	ステーション方式 市指定袋 任意形式で直接持込可	週2回	尾張東部衛生組合	
	【2】燃えないごみ	925		戸別方式 市指定袋 任意形式で直接持込可	不定期		
	【3】粗大ごみ・破砕不適物	672		戸別方式 粗大ごみ処理券貼付 任意形式で直接持込可			
	資源物	【4】びん	631	市(委託)	ステーション方式 及び拠点方式	月2回	循環資源(株)
		【5】缶	200				(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター
		【6】ペットボトル	327				(株)岩田清掃工場
		【7】発火性危険物 (加熱式・電子たばこ、充電式シェーバー、 モバイルバッテリー、スマートフォン、タ ブレット、充電式電池、使用済み使い捨て ライター、スプレー缶)	44				(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター トヨキン(株) (一社)JBRC 尾張東部衛生組合
		【8】紙類	2,072	市(委託)	ステーション方式 及び拠点方式 市指定袋 (紙類はミックス ペーパーのみ)	月2回	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター
		【9】古布	411				(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター
		【10】プラスチック製容器包装	681				(株)岩田清掃工場
		【11】剪定枝・草・竹	352	市(委託)	戸別方式 及び拠点方式	不定期 随時	(株)山田林業
		【12】ペットボトルキャップ	4	市(委託)	拠点方式	随時	特定非営利活動法人暖
		【13】廃油	3	市(委託)	拠点方式	随時	浜田化学(株)
	【14】小型家電	107	市(委託)	拠点方式	随時	トヨキン(株)	
	【15】金属製調理器具	9	市(委託)	拠点方式	随時	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター	
	【16】乾電池	26	尾張東部 衛生組合	拠点方式	随時	野村興産(株)イトム カ鉱業所	
	【17】羽毛布団	0.1	市(委託)	拠点方式	随時	河田フェザー(株)	
団体回収(紙・古布・7ℓ缶等)	1,667	民間 事業者		随時	引取又は 再生事業者		

	有害 ごみ	【18】水銀廃棄物	0.1	市（委託）	拠点方式	随時	野村興産(株)イトム カ鉱業所
事業系 ごみ	一般廃棄物		6,811	許可業者			尾張東部衛生組合
	木くず		9	許可業者			誠美社工業(株)
	食品廃棄物		214	排出者 許可業者			中部有機リサイク ル(株)
			1.8	排出者 許可業者			オオブユニティ(株)
合計			37,862				

イ 市で収集しないごみと処理方法（不法投棄物を処理する場合を除く。）

区分	処理主体	運搬先
特定家庭用機器再商品化法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	排出者 許可業者 販売業者	家電リサイクル品指定引取場所
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定するパーソナルコンピューター	排出者 許可業者 販売業者	製造業者 一般社団法人パソコン3R推進協会 リネットジャパンリサイクル株式会社
引越し等による一時的な多量のごみ	排出者 許可業者	尾張東部衛生組合（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）
動物の死体	排出者	瀬戸市斎苑
在宅医療系一般廃棄物（鋭利なもの）	排出者	尾張東部衛生組合 医療機関
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	排出者 許可業者	尾張東部衛生組合（自己搬入は、紙くず・木くず・生ごみ・繊維くずのみ）

② 中間処理計画

ア 広域組合（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）施設（尾張東部衛生組合）で処理するごみ

区分	量(t)	処理主体	所在地	処理方法	処理残渣等運搬先	
家庭系 ごみ	燃えるごみ	22,695	尾張東部 衛生組合	尾張旭市晴丘 町東 33-1	焼却	尾張東部衛生組合一般廃棄物最 終処分場 （公財）愛知臨海環境整備センター 最終処分場
	燃えない ごみ	925	尾張東部 衛生組合	尾張旭市晴丘 町東 33-1	破碎・焼却 金属類資源化	尾張東部衛生組合一般廃棄物最 終処分場
	粗大ごみ	651	尾張東部 衛生組合	尾張旭市晴丘 町東 33-1	破碎・焼却 金属類資源化	尾張東部衛生組合一般廃棄物最 終処分場
	破碎不適物	21	尾張東部 衛生組合	尾張旭市晴丘 町東 33-1	選別・積替保管	尾張東部衛生組合一般廃棄物最 終処分場
事業系 ごみ	一般廃棄物	6,811	尾張東部 衛生組合	尾張旭市晴丘 町東 33-1	焼却	尾張東部衛生組合一般廃棄物最 終処分場 （公財）愛知臨海環境整備センター 最終処分場

イ 市及び民間の施設で処理（資源化）するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法	成果品の 処理方法	
家庭系ごみ	資源物	びん	106	民間	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター	穴田町 969	積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		缶・発火性危険物のうちスプレー缶	32	民間	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター	穴田町 969	選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		ペットボトル	327	民間	(株)岩田清掃工場	暁町 11-3	選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		紙類・古布	2,485	民間	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター	穴田町 969	選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		プラスチック製容器包装	681	民間	(株)岩田清掃工場	暁町 11-3	選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		金属製調理器具	9	民間	(株)宮崎瀬戸リサイクルセンター	穴田町 969	選別・積換保管	再生事業者等へ引き渡し
事業系ごみ	木くず	9	民間	誠美社工業(株)	暁町 3-91	破砕(チップ化)	再利用事業者等へ引き渡し	

ウ 市外に運搬し処理するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法	
家庭系ごみ	資源物	びん	525	民間	循環資源(株)	豊田市貝津町西向畑 7 番 24	選別・積替保管後、再生事業者等へ引き渡し
		剪定枝・草・竹	352	民間	(株)山田林業	岐阜県多治見市甘原町字北ノ洞 92-1	破砕(チップ・堆肥化)
		ペットボトルキャップ	4	民間	特定非営利活動法人暖	土岐市肥田町浅野 799	再生事業者等へ引き渡し
		廃油	3	民間	浜田化学(株)	小牧市藤島町中島 18	再生事業者等へ引き渡し
		小型家電	107	民間	トヨキン(株)	豊田市鴻ノ巣町 3-33	選別・積替保管後、再生事業者等へ引き渡し
		乾電池	26	市(委託)	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	積替保管後、再生事業者へ引き渡し
		羽毛布団	0.1	市(委託)	(株)河田フェザー	三重県多気郡明和町大字山大淀 3255	再生(羽毛)
有害ごみ	水銀廃棄物	0.1	市(委託)	野村興産(株)イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1	積替保管後、選別・再生処理	
事業系ごみ	食品廃棄物	214	民間	中部有機リサイクル(株)	名古屋市守山区花咲台 2-1102	飼料化	
		1.8	民間	オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場 88	バイオガス化	

エ 市外から運搬されて処理するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法
家庭系ごみ	プラスチック製 容器包装	728	民間	(株)岩田清掃暁工場	暁町 11-3	選別・圧縮梱包・積替保管
事業系ごみ	木くず	5.4	民間	誠美社工業(株)	暁町 3-91	破碎 (チップ化)

③ 最終処分計画

瀬戸市から発生する家庭系及び事業系ごみを尾張東部衛生組合で中間処理した後、焼却灰及び不燃性破碎残渣を尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場及び公益財団法人愛知臨海環境整備センターにおいて埋立処分する。

区分	量(t)	処理主体	処理施設	所在地
焼却灰	1,301	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296
	2,120	尾張東部衛生組合	公益財団法人愛知臨海環境整備センター最終処分場	知多郡武豊町字三号地 1
	371	尾張東部衛生組合	三重中央開発株式会社三重リサイクルセンター	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
	159	尾張東部衛生組合	エコシステム花岡株式会社第 2 最終処分場	秋田県大館市花岡町字滝ノ沢 82 番 1
不燃性破碎残渣	325	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296
破碎不適物	21	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296

(2) 動物の死体収集、運搬及び処理計画

区分	収集対象	処理方法
動物の死体	市内全域	市又は排出者が斎苑へ運搬し、火葬により処分する。

4 一般廃棄物に関連する公共施設

名称	所在地	敷地面積	機能	処理能力
資源リサイクルセンター	東吉田町 2-1	2,760 m ²	資源物の直接搬入受入施設	
尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	18,976 m ²	ごみ焼却・破碎処理施設	焼却能力 300t/日 破碎能力 50t/日
尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296	50,600 m ² 埋立面積 21,000 m ²	一般廃棄物最終処分 (埋立) 施設	埋立容積 200,000m ³ 埋立開始平成 14 年 4 月 埋立終了予定令和 29 年 4 月
瀬戸市クリーンセンター	西山路町 1	34,892 m ²	収集関連施設 (一部資源物の受入実施)	

5 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ごみ及び資源物

① 収集運搬及び中間処理委託業者

委託業務	名称	所在地
燃えるごみ収集運搬	(株)岩田清掃	山の田町 43-303
	ホームメックス(株) 瀬戸支店	紺屋田町 84-5
	(株)尾東	川北町 1-97
びん・缶・ペットボトル収集運搬	(株)尾東	川北町 1-97
紙類・布類・プラスチック製容器包装 収集運搬	(株)アイチ衛生	幡野町 2
	(株)尾東	川北町 1-97
剪定枝・竹・草収集運搬	(株)岩田清掃	山の田町 43-303
	ホームメックス(株) 瀬戸支店	紺屋田町 84-5
ペットボトル圧縮梱包処理	(株)岩田清掃	山の田町 43-403
プラスチック製容器包装圧縮梱包処理	(株)岩田清掃	山の田町 43-403
びん選別処理	循環資源(株)	豊田市貝津町西向畑 7 番 24
乾電池処理	野村興産(株)イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

② 一般廃棄物収集運搬業許可業者

名称	所在地	備考
(有)アイサン	南山口町 640	尾張東地方卸売市場内限定
(有)浅井商店	山口町 309 ベルセ山口町 207 号	
(株)岩田清掃	山の田町 43-303	
(株)エコロダイワ	尾張旭市大塚町 2-7-21	
大橋運輸(株)	西松山町 2-260	引越・遺品整理業務限定
(有)コスモテクノ	五位塚町 11-37	
三和清掃(株)	元町 1 丁目 20 アークコート 1 103 号	
フジ建設(株)	太子町 79-3	
ホームメックス(株)	紺屋田町 84-5	
(株)丸周	台六町 533	
(株)宮崎	穴田町 969	紙類のみ

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の許可については、現状の市内の一般廃棄物排出量と上記に示す 11 社の収集運搬体制を勘案すると、今後、一般廃棄物排出量の大幅な増加、取扱品目の拡大により適正な処理体制確保ができない等特に必要がある場合を除き、新規に許可しないものとする。

③ 一般廃棄物処分業許可業者

名称	所在地	備考
誠美社工業(株)	暁町 3-91	木くず限定

第2 生活排水処理実施計画

1 年間排出量見込み

区分	総量 (kl)
し尿	2,626
浄化槽汚泥	25,754
合計	28,380

2 し尿及び浄化槽汚泥の種類ごとの処理に関する事項

家庭から排出されるし尿は、市が収集を行い、瀬戸市クリーンセンターへ運搬し、高負荷脱窒素処理による中間処理を行った後、民間事業者の施設へ運搬し再生処理を行う。

家庭から排出される浄化槽汚泥及び事業活動に伴って排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物(し尿)収集運搬業許可業者が収集を行い、家庭から排出されるし尿と同様の処理を行う。

(1) 収集、運搬計画

区分		処理主体	収集回数	運搬先
家庭系	し尿	市(委託)	原則25日間隔	瀬戸市クリーンセンター
	浄化槽汚泥	許可業者	随時	
事業系	し尿	許可業者	随時	
	浄化槽汚泥	許可業者	随時	

(2) 中間処理計画

区分		処理主体	処理施設	所在地	処理方法	処理残渣等 運搬先
家庭系	し尿	市(直営)	瀬戸市クリーンセンター	西山路町1	高負荷脱窒素処理	三重中央開発(株)
	浄化槽汚泥					
事業系	し尿					
	浄化槽汚泥					

(3) 最終処分計画

区分	量 (t)	処理主体	処理施設	所在地
脱水汚泥及びし尿汚泥	447	三重中央開発(株)	三重リサイクルセンター	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関連する公共施設

名称	所在地	敷地面積	機能	処理能力
瀬戸市クリーンセンター	西山路町1	34,892 m ²	し尿及び浄化槽汚泥の中間処理	125kl/日

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関し必要な事項

(1) し尿収集運搬委託業者

名称	所在地
(株)アイチ衛生	幡野町 2
(株)尾東	川北町 1-97
(有)品野衛生社	品野町 8-75

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

名称	所在地
(株)アイチ衛生	幡野町 2
(株)尾東	川北町 1-97
(有)品野衛生社	品野町 8-75

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業の許可については、現状の市内の一般廃棄物排出量と上記に示す 3 社の収集運搬体制を勘案すると、今後、一般廃棄物排出量の大幅な増加、取扱品目の拡大により適正な処理体制確保ができない等特に必要がある場合を除き、新規に許可を出さないものとする。